

高校生等の通学に対して補助金を交付します。

高崎市は、公共交通機関の定期券を利用して通学する高校生等の経済的な負担を軽減するため、次のとおり補助金を交付します。

1 対象者

公共交通機関の定期券※1（その額が1月あたり20,000円を超えるものに限る。）を使用して通学する高崎市に住所を有する高校生等※2の保護者に対して補助金を交付します。

※1 定期券の区間が県内のものに限ります。定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象となりません。また、回数券やプリペイドカードを使用した場合も対象となりません。

※2 「高校生等」とは、高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）など高等学校の3年間に相当する学校等に通学する生徒。

2 補助金の額

1か月当たりの定期券の額※3から20,000円を控除した額を補助します。

※3 複数の定期券を使用して通学する場合はその合計額としますが、使用開始日が異なる場合は、合計額とは限りません。

3 補助金の交付対象期間

高校生等1人当たり3年間とします。

4 交付申請手続

定期券の使用期間が始まる前月から終わる翌月の間に交付申請書を提出してください。※4併せて、定期券の写しの提出もお願いします。

※4 交付申請の手続きは、1回だけではありません。定期券の使用期間ごとに申請してください。

5 交付申請書の提出

本庁15階教育総務課又は各支所地域振興課において交付申請※5を受け付けます。

※5 交付申請書は、上記場所に用意してあります。定期券の写し、振込み先の口座番号等がわかるものをご持参ください。交付申請書は、高崎市のホームページからもダウンロードできます。

参 考

1 補助の対象となる期間の例

- (1) 高等学校の3年間
- (2) 中等教育学校の後期課程の3年間
- (3) 高等専門学校の第1学年から第3学年までの3年間
- (4) 専修学校又は各種学校に通う3年間（高等学校を卒業した人が通学する場合を除きます。）

2 補助金の額の算定の例

(1) 3か月定期を利用して通学する場合

$$\text{補助金の額} = (\text{3か月定期の価額}) - (20,000\text{円} \times 3\text{月})$$

(2) 定期の使用期間に月未満の端数の日数がある場合（3か月と3日）

$$\text{補助金の額} = (\text{定期の価額}) - (20,000\text{円} \times (3\text{月} + 3\text{日} / 1\text{か月}))$$

(3) 複数の定期（バスの3か月定期と鉄道の6か月定期）を利用して県内の高校に通学する場合 3か月分を申請するとき

$$\text{補助金の額} = (\text{バス定期の価額} + \text{鉄道定期の価額} / 2) - (20,000\text{円} \times 3\text{月})$$

(4) 複数の定期（バスの3か月定期（県内～県内の区間）と鉄道の3か月定期（県内～県外の区間））を使用して県外の高校に通学する場合

ア バスの定期の価額が1か月当たり20,000円を超えるとき

$$\text{補助金の額} = (\text{バスの3か月定期の価額}) - (20,000\text{円} \times 3\text{月})$$

※ 県外までの区間の鉄道の定期は対象外

イ バスの定期の価額が1か月当たり20,000円を超えないとき

補助金交付対象外

※ バスは金額により、鉄道は区間により対象外